7　指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外

法第六〇条の三七第一項において準用する銀行法第五二条の七七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とすることとした。（第二三条関係）

㈠　無尽業法第三五条の二第一項の規定による指定

㈡　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一二条の二第一項の規定による指定

㈢　農業協同組合法第九二条の六第一項の規定による指定

㈣　水産業協同組合法第一一八条第一項の規定による指定

㈤　中小企業等協同組合法第六九条の二第一項の規定による指定

㈥　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の一二第一項の規定による指定

㈦　信用金庫法第八五条の一二第一項の規定による指定

㈧　長期信用銀行法第一六条の八第一項の規定による指定

㈨　労働金庫法第八九条の一三第一項の規定による指定

㈩　銀行法第五二条の六二第一項の規定による指定

㈠㈠　貸金業法第四一条の三九第一項の規定による指定

㈠㈡　保険業法第三〇八条の二第一項の規定による指定

㈠㈢　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五一条第一項の規定による指定

㈠㈣　農林中央金庫法第九五条の六第一項の規定による指定

㈠㈤　信託業法第八五条の二第一項の規定による指定

㈠㈥　資金決済に関する法律第九九条第一項の規定による指定

8　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　特定商取引に関する法律施行令の一部改正関係（第六条関係）

特定商取引に関する法律第二六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供に株式会社商工組合中央金庫法第六〇条の三五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供を追加することとした。

三　その他関係政令の整備

1　株式会社商工組合中央金庫法第六〇条の三五第一項の規定による指定を受けた者を指定紛争解決機関の名称の使用制限の適用除外とすることとした。（第二条～第五条及び第七条～第一八条関係）

2　金融庁の所掌事務として、株式会社商工組合中央金庫法第六〇条の三五第一項の規定による指定を受けた者の検査その他の監督に関することを追加することとした。（第一九条関係）

四　附則

1　一の3について、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

法律

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十八号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通じて」の下に「大規模な災害を受けた地域の経済の再建その他の」を加える。

第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならない。

第二十五条第八項、第三十二条の二第七項、第三十二条の十第六項及び第三十二条の十一第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和二十三年三月三十一日」に改める。

第三十三条第二項から第四項までの規定中「令和十三年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「場合」の下に「（第三項の場合を除く。）」を加え、同条第二項中「残余財産の額が前項」を「前項の場合において、残余財産の額が同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、政府保有株式（預金保険機構の保有する株式のうち第五十三条第一項の規定による出資に係るものをいう。以下この項において同じ。）以外の株式についてその払込金額を限度として分配し、分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を政府保有株式について分配するものとする。

第五十一条第二項中「及び第五十六条第二項」を「並びに第五十六条第二項及び第三項」に改める。

第五十二条中「第五十六条」を「第五十六条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第五十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、同項に規定する残余財産の額が第五十三条第一項の規定による出資額及び第五十四条の規定による拠出金の額の合計額に満たないときは、預金保険機構は、前項の規定にかかわらず、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、同条の規定により拠出金を拠出した者に対しその拠出金の額を限度として分配し、分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付するものとする。

第五十八条第一項ただし書中「第二十四条」を「第二十四条第一項、第三項及び第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後七年を目途として、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治